

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第8号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	略	2種	知事の 事務部 局	本庁	略	2種
		次長（衛生環境 研究所、消費生 活センター、農 業大学校及び農 林総合研究所園 芸試験場の次長 を除く。） 局長 筆頭総室長 総室長（森林・ 林業総室の総室 長を除く。） 危機管理局の副 局長（人事委員 会が承認したも のに限る。） 東京本部の本部 長 関西本部の本部 長 行財政改革局職 員人材開発セン ターの所長（人 事委員会が承認 したものに限 る。）				次長（衛生環境 研究所、消費生 活センター、農 業大学校及び農 林総合研究所園 芸試験場の次長 を除く。） 局長 筆頭総室長 総室長（森林・ 林業総室の総室 長を除く。） 危機管理局の副 局長（人事委員 会が承認したも のに限る。） 東京本部の本部 長 関西本部の本部 長 <u>名古屋本部の本 部長（人事委員 会が承認したも のに限る。）</u> 行財政改革局職 員人材開発セン ターの所長（人 事委員会が承認 したものに限 る。）	

	<p><u>官房長</u> 衛生環境研究所の所長（人事委員会が承認したものに限る。） 農業大学の校長（人事委員会が承認したものに限る。） 農林総合研究所の所長 農林総合研究所農業試験場の場長（人事委員会が承認したものに限る。） 行政監察 会計管理者 参事監</p>				<p>衛生環境研究所の所長（人事委員会が承認したものに限る。） 農業大学の校長（人事委員会が承認したものに限る。） 農林総合研究所の所長 農林総合研究所農業試験場の場長（人事委員会が承認したものに限る。） 行政監察 会計管理者 参事監</p>		
	<p>課長（衛生環境研究所及び農業大学の課長を除く。） 危機管理局の副局長 副本部長 <u>名古屋代表部の部長</u> 行財政改革局職員人材開発センターの所長 文化観光局の副局長 <u>副官房長</u> 衛生環境研究所の所長及び次長 砂丘事務所の所長 くらしの安心局消費生活センターの所長 商工政策室の室長</p>	3種			<p>課長（衛生環境研究所及び農業大学の課長を除く。） 危機管理局の副局長 副本部長 <u>名古屋本部の本部長</u> 行財政改革局職員人材開発センターの所長 <u>新生公立大学設立準備室の室長</u> 文化観光局の副局長 衛生環境研究所の所長及び次長 砂丘事務所の所長 くらしの安心局消費生活センターの所長 商工政策室の室長</p>	3種	

<p>農業大学の校長、次長及び部長</p> <p>森林・林業総室の総室長</p> <p>農林総合研究所企画総務部の部長</p> <p>農林総合研究所企画総務部技術普及室の室長</p> <p>農林総合研究所農業試験場の場長</p> <p>農林総合研究所園芸試験場の場長及び次長</p> <p>農林総合研究所畜産試験場の場長</p> <p>農林総合研究所中小家畜試験場の場長</p> <p>農林総合研究所林業試験場の場長</p> <p>総括検査専門員企画調整幹（人事委員会が承認したものに限る。）</p>	
<p>室長（管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員並びに衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。）</p> <p><u>危機管理専門官</u></p>	4種
<p>企画調整幹</p> <p>民工芸振興官</p>	

<p>農業大学の校長、次長及び部長</p> <p>森林・林業総室の総室長</p> <p>農林総合研究所企画総務部の部長</p> <p>農林総合研究所企画総務部技術普及室の室長</p> <p>農林総合研究所農業試験場の場長</p> <p>農林総合研究所園芸試験場の場長及び次長</p> <p>農林総合研究所畜産試験場の場長</p> <p>農林総合研究所中小家畜試験場の場長</p> <p>農林総合研究所林業試験場の場長</p> <p>総括検査専門員企画調整幹（人事委員会が承認したものに限る。）</p>	
<p>室長（管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員並びに衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。）</p> <p><u>関西本部企業立地・移住促進チームのチーム長</u></p>	4種
<p>企画調整幹</p> <p>民工芸振興官</p>	

		略				略	
地方 機関	総合事務所	略		局長（東部総合事務所福祉保健局、中部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局の局長を除く。） 副局長 課長 農業改良普及所の所長 <u>西部農業改良普及所大山普及支所の支所長</u> 山陰道推進室の室長 基盤整備室の室長 大山・弓浜農業用水対策室の室長 医療指導監	3種	局長（東部総合事務所福祉保健局、中部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局の局長を除く。） 副局長 課長 農業改良普及所の所長 <u>山陰道推進室の室長</u> 基盤整備室の室長 <u>大山自然歴史館の館長</u> 大山・弓浜農業用水対策室の室長 <u>企画県民室の室長</u> <u>商工観光チームのチーム長</u> 医療指導監	3種
		略					
略				略			
共通		略		共通		略	
		参事	4種			参事	4種
		<u>参事（行財政改革局職員人材開発センターの所掌事務に参画するものに限る。）</u>	5種				

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

第2条 管理職手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

給料表	職務の級	区分	管理職手当月額	
			再任用職員以外の職員	再任用職員
行政職給料表	9級	1種	123,700円	107,100円
	8級	2種	89,200円	75,700円
	7級	2種	84,000円	69,200円
		3種	67,200円	55,300円
		4種	58,800円	48,400円
	6級	3種	63,100円	48,800円
		4種	55,200円	42,700円
		5種	47,400円	36,500円
	公安職給料表	9級	2種	90,800円
8級		2種	86,300円	73,400円
		3種	69,000円	58,600円
7級		3種	67,900円	53,100円
		4種	59,400円	46,500円
教育職給料表(1)	4級	3種	69,100円	64,500円
		4種	60,500円	56,500円
		5種	51,800円	48,500円
	3級	3種	67,000円	52,500円
		4種	58,600円	45,900円
		特4種	51,100円	41,800円
		5種	50,200円	39,400円
		6種	49,300円	38,500円
	特2級	8種	41,900円	32,800円
		8種	34,400円	24,200円
2級	8種	33,000円	21,900円	
	教育職給料表(2)	4級	3種	66,500円
4種			58,300円	55,000円
5種			49,900円	47,300円
3級		3種	64,900円	51,400円
		4種	56,800円	45,000円
		特4種	49,300円	40,900円
		5種	48,700円	38,600円
		6種	47,800円	37,800円
7種	40,600円	32,200円		
研究職給料表	5級	1種	122,700円	93,300円
		2種	98,100円	74,700円
	4級	2種	85,000円	63,200円
		3種	68,000円	50,600円
		4種	59,500円	44,200円
医療職給料表(1)	4級	1種	135,500円	114,000円
		2種	108,300円	91,200円

		3種	86,700円	73,000円
	3級	2種	101,200円	76,900円
		3種	80,900円	61,500円
医療職給料表(2)	7級	2種	83,100円	70,800円
		3種	66,500円	56,700円
	6級	3種	63,100円	50,000円
		4種	55,200円	43,700円
医療職給料表(3)	7級	2種	83,800円	71,900円
		3種	67,100円	57,600円
	6級	3種	65,800円	50,500円
		4種	57,600円	44,200円
		5種	49,300円	37,900円
海事職給料表	5級	4種	61,600円	47,400円

備考 「再任用職員」とは、給与条例第4条第11項に規定する再任用職員をいう。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。